

## 回 答 書

業 務 名	熊本市東部まちづくりセンター電話設備通話録音装置等賃貸借 (長期継続契約)		
質 問 書 提 出 期 限	令和 7 年 10 月 22 日	開 札 日	令和 7 年 10 月 31 日

### 本 市 回 答 欄

- Q 1 契約保証金の免除について、保険会社の履行保証保険を使用する場合、保証期間は賃貸借開始日からでしょうか。それとも契約日からの保証でしょうか。
- A 1 履行保証保険の保証期間は契約日からとなります。
- Q 2 物件無償譲渡のためリース期間中の物件の固定資産税はリース会社が負担しないと考えてよろしいでしょうか。
- A 2 お見込みのとおりです。
- Q 3 既存の電話設備はリース物件でしょうか。
- A 3 買い上げです。
- Q 4 保守については、専門の保守業者に再委託させていただきますので、事前に再委託届を提出させていただきますがよろしいでしょうか。
- A 4 再委託をする場合は、契約締結後、再委託届の提出をお願いいたします。
- Q 5 動産総合保険について、地震や騒乱は補償対象外の、リース期間の経過年数に応じ補償額も遞減する通常の動産総合保険（時価）でよろしいでしょうか。
- A 5 賃貸借契約物件等が壊れた際にご対応いただければ、保険の内容は問いません。
- Q 6 賃貸借料のお支払方法は、当月分を翌月初に請求書発行し月末までにお振込でよろしいでしょうか。
- A 6 適法な請求を受けた日から 30 日以内に支払います。
- Q 7 契約書（案）について、賃貸借期間満了後に機器が無償譲渡となる旨の記載がなかったため、その旨を追加していただくことは可能でしょうか。
- A 7 賃貸借期間満了後の機器の無償譲渡については、仕様書に記載しており契約書の別紙として一体化しますが、契約書への追記も可能です。